

---

---

## 原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置した件

---

---

平成 23・3・11・内閣府告示 8号  
全改平成 23・3・12・内閣府告示 9号(未)

原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)第 16 条第 1 項及び第 17 条第 8 項の規定に基づき、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を次のように設置したので、第 16 条第 2 項及び第 17 条第 9 項の規定により告示する。

一 原子力災害対策本部

- (一)名称 平成 23 年(2011 年)福島第一原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部
- (二)設置場所 東京都(総理大臣官邸)
- (三)設置期間 平成 23 年 3 月 11 日から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間

二 原子力災害現地対策本部

- (一)名称 平成 23 年(2011 年)福島第一原子力発電所事故に係る原子力災害現地対策本部
- (二)設置場所 福島県原子力災害対策センター
- (三)設置期間 平成 23 年 3 月 11 日から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間